

稲城市長 殿

請求日

未記入

未記入でお願いいたします。

捨印

稲城

施設等利用費請求書（預かり保育償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

軽微な修正があった場合書き直す必要がなく
りますので、よろしければ押印をお願いします。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査及び決定にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、稲城市内に居住していることを稲城市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを稲城市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を稲城市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を稲城市が確認すること。
5. 審査の結果、施設等利用費の給付額が請求額と異なる場合があること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

必ず押印をお願いします。

フリガナ	イナギ タロウ	〒	206-8601
氏 名	稲城 太郎	現住所	稲城市東長沼2111番地
		電話:	042-378-2111

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

2号: 保育を必要とする3歳児クラス以上の方
3号: 保育を必要とする満3歳児クラスの非課税世帯の方

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	フリガナ	イナギ ハナコ
生年月日	令和 4 年 5 月 1 日	氏 名	稲城 花子
請求分の利用期間中の住所	☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		
上記で転入または転出に該当しない場合は転入・転出日を記入		年	月 日

3. 償還払いの振込先

月の途中で転出入があった場合は、給付の月額上限額が日割り計算となります。

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
●● 銀行・信用金庫 若葉台 支店	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	イナギ タロウ

4. 施設等利用費請求金額

請求額に誤りがあると、書き直しとなるため、
空白でのご提出をお勧めします。

請求額	未記入 円
-----	-------

<別紙も記入して下さい>

(別紙)

請求者氏名 稲城 太郎

児童氏名 稲城 花子

1. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	マルマルヨウチエン	所在地	〒 000-0000
施設名称	〇〇幼稚園	(市外の場合のみ記入)	神奈川県 00000 電話: 000-000-0000
請求分の利用期間中の在籍状況		☐ 期間中に在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

2. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還

※書き切れない場合は、別紙を追加してください。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名		(市外の場合のみ記入)	電話:
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名		(市外の場合のみ記入)	電話:

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

3. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入（書き切れない場合は別紙を追加してください。）

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2	請求額 ※3 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) □R8年9月利用分まで450×利用日数 □R8年10月利用分から490×利用日数	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和8 年 9 月	7,500 円	15 日	6,750 円	6,750 円	円	6,750 円
令和8 年 10 月	5,000 円	10 日	4,900 円	4,900 円	円	4,900 円
令和8 年 11 月	13,000 円	26 日	12,740 円	12,740 円	円	12,740 円
年 月					円	円
年 月					円	円
年 月					円	円
合計					円	24,390 円

※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 月額上限額

【認定種別 第2号の方】 令和8年9月利用分までは11,300円、令和8年10月利用分からは12,300円
【認定種別 第3号の方】 令和8年9月利用分までは16,300円、令和8年10月利用分からは17,700円

月途中で認定が開始・終了する場合や月途中で転出入する場合、当月の限度額は次のとおり計算します。（小数点以下、切り捨て）

- ・月途中で認定を開始する場合、または市外から転入した場合：
月額上限額× 転入日（認定開始日）からの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定が終了する場合、または市外へ転出する場合の限度額：
月額上限額× 転出日（認定終了日）までの日数÷その月の日数

4. 添付書類

上記3で記入した「施設に支払った金額」を添付

領収証「兼」特定子ども・子育て支援提供証明書として発行されている場合もあります。

- ☒ 領収証
☒ 特定子ども・子育て支援提供証明書